

東部スラッジプラントが周辺に及ぼす放射能汚染の対策と  
学校校庭・幼保園庭などにおける放射線量計測と土壌調査および  
東京都内の放射能汚染対策に関する

## 緊急要望書

東京都知事 殿  
江東区長 殿

2011年6月7日  
NO！放射能「江東子どもを守る会」  
代表 石川綾子  
電話 090-4244-3418  
e-mail koto\_kodomomamoru@yahoo.co.jp

### 記

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故では、福島県のみならず東北関東の広範囲に渡って放射性物質が拡散し、甚大な被害をもたらしている。

東京都江東区においても高濃度セシウムが検出されたなど報道され、たくさんの区民が不安を訴え独自調査をするよう区に電話や要請などをしたが、区側は「東京都の測定値（測定場所：新宿区百人町）が $3.8\mu\text{SV/h}$ を下回っており健康に影響がない値であるため問題ないと考えている」と明言し、直ちに独自調査に踏み切らなかった。

これを受け、NO！放射能「江東子どもを守る会」では、平成23年5月21日～25日の間の3日間、放射線計測の専門家に調査を依頼し江東区内の複数箇所において、放射線量計測および土壌調査を実施した。その結果、江東区新砂にある東京都管轄の汚泥処理施設「東部スラッジプラント」周辺では、とりわけ高い放射線量を確認し、また東部スラッジプラントを中心に荒川に沿って北上するエリアでも高い放射線量を確認した（報告書1）。加えて土壌からも高濃度のセシウムが検出された（報告書2）。逆に、東部スラッジプラントから南西部に位置する夢の島公園や豊洲周辺地域では、江東区内で比較的低い放射線量だった。

この結果と平成 23 年 3 月・4 月の風向き（資料 1）、施設内の汚泥処理フロー（資料 2）を併せて考えると、東部スラッジプラントが汚泥処理過程において放射能漏れを起こした可能性が極めて高くなった。これは“原発災害の二次被ばく”であり、「江東子どもを守る会」では、深刻な事象が東京都下において発生していることを捉えた。これらを早期に精査し改善を行っていたら二次被ばくを防ぎ得たとも考えられ、不作為の作為による東京都および江東区の責任は極めて重大だと認識した。

3.8 $\mu$ SV/h という基準は平成 23 年 4 月 19 日当時、国が福島県内の学校などに対してのみ出した暫定基準値であり、福島県以外の都道府県に対しては現行も『放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則』において、文部科学大臣により年間線量限度を 1mSV と定められている。さらに『放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律』第三十一条においては、「何人も、次の各号のいずれかに該当する者に放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の取扱いをさせてはならない。」とあり、これには十八歳未満の者も該当していることから、土壌から高濃度セシウムなどが検出された場所においては、該当者が立ち入らない措置をただちに取らなければならない。

放射線量の高い東京 23 区東部を中心に除染の動きが始まっているが、東部スラッジプラントの処理過程の改善を行わない限り、汚泥として集められた放射性物質が再び江東区および近隣各区に降り積もることが、今後も想定される。これ以上の二次被ばく被害を出さないこと、3 月からの累積被ばく量を鑑みて子どもたちにこれ以上の被ばくをさせないこと、子どもの年間被ばく量（自然被ばくを除く）を限りなくゼロに近づけ、法に則ったより安全と安心を担保することのために、下記事項を強く要望する。

1. 東京都と江東区は、東部スラッジプラントの施設内処理過程においての精査とそれにより判明した問題の改善を、一刻も早く行うこと。
2. 江東区は、江東区内全ての学校・幼稚園・保育園それに類似する施設と全ての公園の放射線量を、子どもの生活目線の 0m（地面直上）、0.5m、1m で計測し、これを区民に公開すること。また、法律で定められている年間 1mSV（0.11 $\mu$ SV/h ※自然被ばくを含めると 0.16 $\mu$ SV/h）を超える場所については土壌調査でさらなる精査をし、放射性物質の核種とその濃度を都民に公開すること。
3. 東京都と江東区は、年間 1mSV（0.11 $\mu$ SV/h ※自然被ばくを含めると 0.16 $\mu$ SV/h）を超える線量が測定された場所に対して、ただちに土壌の改良と除染作業を行うこと。ただし、東部スラッジプラントの問題改善を前提とする。

4. 東京都と江東区は、年間  $1\text{mSV}$  ( $0.11\ \mu\text{SV/h}$  ※自然被ばくを含めると  $0.16\ \mu\text{SV/h}$ ) の基準を超えなかった場所においても通常基準（自然被ばく）の  $0.05\ \mu\text{SV/h}$  を超えた場合は、限りなく  $0.05\ \mu\text{SV/h}$  に近づけ、子ども達にこれ以上の被ばくをさせないために、都民・区民と協力して積極的な除染作業を行うこと。ただし、東部スラッジプラントの問題改善を前提とする。

以上